

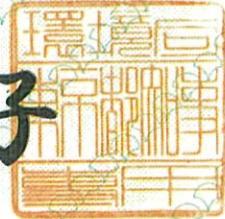
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区山王一丁目26番26号

氏名 株式会社辰吉
代表取締役 時田 正貴第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 4月23日

許可の有効年月日 令和 8年 4月22日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい
がれき類、ばいじん
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
(以上16種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、繊維くず、金属くず、
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）
(以上6種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区大森南四丁目14番18号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時とすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 3年 4月 23日 新規許可
令和 6年 2月 29日 変更許可 積替え保管を含むに変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-220951号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区大森南四丁目14番18号

積替え保管面積：274.5㎡

最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管容量	
汚泥（無機性のものに限る。）	ペール缶	5 個 : 0.1㎡
繊維くず、廃プラスチック類（廃畳に限る。）	直置き	: 2.43㎡
がれき類	網かご	1 個 : 0.8㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチック段ボール	2 個 : 0.12㎡
	プラスチック段ボール	2 個 : 0.16㎡
保管量合計		: 3.61㎡

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区山王一丁目26番26号

氏 名 株式会社辰吉

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 時田 正貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日	令和 3 年 5 月 31 日
(初回許可年月日)	令和 3 年 5 月 31 日
許可の有効年月日	令和 8 年 5 月 30 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鋳さい、がれき類（※1）、ばいじん

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新及び変更の状況
なし

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

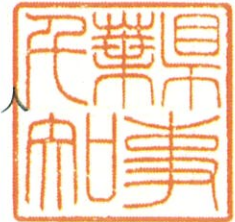
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区山王一丁目26番26号

氏 名 株式会社 辰吉
代表取締役 時田 正貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和3年4月28日

許可の有効年月日 令和8年4月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）, ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ ゴムくず, シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, ス ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, セ 鋳さい, ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, タ ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和3年4月28日 新規許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。

令和 3年 5月10日

指令産廃第7-952号

許可番号 01100220951

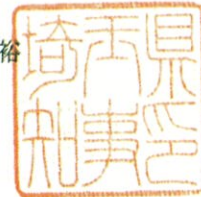
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都大田区山王一丁目26番26号

氏 名 株式会社 辰吉
代表取締役 時田 正貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 5月10日

許可の有効年月日 令和 8年 5月 9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
汚泥(#1)
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*) (#1)
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(*) (#1)
鉱さい
がれき類(*)
ばいじん
以上16種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 3年 5月10日	指令産廃第7-952号	新規許可
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区山王一丁目 26 番 26 号

氏名 株式会社辰吉
代表取締役 時田 正貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 3 月 25 日

許可の有効年月日 令和 11 年 3 月 24 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破 砕：廃プラスチック類、木くず、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）を除く。)

(以上 4 種類)

圧縮梱包：廃プラスチック類、金属くず

(以上 2 種類)

2 事業の用に供する施設

施設住所：東京都大田区大森南四丁目 14 番 18 号

施設種類	廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.99(t/日)	-----	令和 5 年 12 月 19 日	-----	-----
	紙くず	3.60(t/日)				
	木くず	3.73(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	6.76(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	3.83(t/日)	-----	令和 5 年 12 月 19 日	-----	-----
	金属くず	39.2(t/日)				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 6 年 3 月 25 日 新規許可

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都